

年金受取口座の上乗せ金利の取扱

令和6年4月1日現在

1. 取扱商品	・普通預金
2. 取扱対象者	当金庫で次の公的年金をお受け取りいただいている方および当金庫の口座へあらたにお受け取りを指定された方。 対象となる年金の種類は、老齢年金・遺族年金・障害年金に限らせていただきます。 ▽ 国民年金 ▽ 厚生年金 ▽ 船員年金 ▽ 労災年金 ▽ 各種共済年金
3. 優遇金利	・店頭表示利率に0.03%の上乗せ利率を適用する。 ただし、期間中に年金受取がなかった場合は、振込停止判明日から店頭表示利率に変更いたします。
4. 優遇金利の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
5. 苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業店に、お取引のある支店若しくは本部業務部(9時～17時、電話:0766-67-1022)までお申し出ください。 紛争解決処理 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)、富山県弁護士会(電話:076-421-4811)、金沢弁護士会(電話:076-221-0242)、福井弁護士会(電話:0776-23-5255)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記業務部若しくは全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)までお申し出ください。
6. その他	・普通預金に準ずる。

期間限定 2